

# 兵庫県公報

令和8年3月31日 火曜日 第10号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 景観形成重要建造物等の指定（都市政策課）	1

## 告 示

### 兵庫県告示第350号の2

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第21条の10第1項の規定により、景観形成重要建造物として次のものを指定した。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 第18次指定

指定番号	名称	所在地	指定理由
18-1	佐川家住宅	豊岡市城南町21-10	歴史的建造物及び地域のシンボル、ランドマーク等として地域の景観の形成に重要な役割を果たすため。
18-2	旧三星化学事務所	高砂市高砂町鍛冶屋町1386	歴史的建造物、地域活動の拠点施設及び地域のシンボル、ランドマーク等として地域の景観の形成に重要な役割を果たすため。
18-3	旧田原家住宅	丹波市柏原町柏原680	歴史的建造物、地域活動の拠点施設及び地域のシンボル、ランドマーク等として地域の景観の形成に重要な役割を果たすため。
18-4	永田家住宅	南あわじ市倭文長田1493	歴史的建造物、地域活動の拠点施設及び地域のシンボル、ランドマーク等として地域の景観の形成に重要な役割を果たすため。
18-5	庄家住宅	宍粟市山崎町高下1283	歴史的建造物及び地域のシンボル、ランドマーク等として地域の景観の形成に重要な役割を果たすため。
18-6	中藤田家住宅	美方郡新温泉町諸寄3251	歴史的建造物及び地域のシンボル、ランドマーク等として地域の景観の形成に重要な役割を果たすため。